

別紙 4

下呂市奨学金業務委託業者選定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下呂市奨学金業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 下呂市奨学金業務委託の参加申込者の提案を、公募型プロポーザル方式により評価し、契約候補者を決定するため委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 提案の評価
- (2) 提案者の順位・契約候補者の決定
- (3) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 委員会は別表に掲げる職にある委員5人により構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1名置く。

- 2 委員長は副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長はまちづくり推進部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し総括する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、これを代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議の議長は委員長をもって充てる。
- 3 委員会は委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員が欠席の際、委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その者に委員の職務を代理で行わせることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。ただし、委員会の審査を公開した結果、公知となった情報を除く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、下呂市教育委員会 教育総務課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、委託業者が決定した日の翌日にその効力を失う。
別表

下呂市奨学金業務委託業者選定委員会委員名簿

委員長	下呂市 副市長
副委員長	下呂市 まちづくり推進部長
委員	下呂市 総務部長
	下呂市 観光商工部長
	下呂市教育委員会 事務局長
事務局	下呂市教育委員会 教育総務課長